

会 議 録

会 議 の 名 称	令和8年度第2回上尾市地域福祉推進協議会 ※上尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会と合同会議	
開 催 日 時	令和8年7月28日(火) 午前10時30分から12時25分	
開 催 場 所	上尾市役所 議会棟 全員協議会室	
議長(会長・委員長)氏名	会長・委員長 田村 綾子	
出席者(委員)氏名 (8名) (※8名)	田村 綾子、平田 秀明、小野 美佐江、鈴木 玲子、友光 薫、 小杉 道郎、橋本 洋子、市川 富代子 ※上尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員として参加 北村 幸吉郎、河田 千栄、本城 文夫、原 佑太、 小牟田 健治、大場 玲子、石川 進、田村 綾子(市委員兼務)	
欠席者(委員)氏名 (1名)	大熊 郁美	
事務局(庶務担当) (6名)	(市)田中部長、松木次長、小坂課長、梅津主幹、佐藤主事 (社協)池田事務局長、西方課長、矢部係長	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1)課題整理 (2)基本理念について (3)基本目標について その他 社会福祉法等の一部を改正する法律の概要につ いて	◇議事録署名人は議長 ◇議題(1)了承。 ◇議題(2)了承。 ◇議題(3)了承。
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 0名
会 議 資 料	別添のとおり	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和8年8月28日 議 事 録 署 名 人 <u>田村 綾子</u>		

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
田村会長	それでは、議事に入ります。次第の3です。1点目が(1)として課題整理と書かれているところですが、資料は1と2のご使用となります。ここで、課題整理について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局（市）	はい、まず課題に入る前に、前回会議でいただいたご意見及びその後、ご質問がありましたので、その点について回答させていただきます。前回の会議では、小杉委員から令和7年度の指標評価のところで、民生委員・児童委員による相談支援件数約2,450件について、実際にはもっと多いのではないかとというご意見をいただきました。また、橋本委員からもこの相談支援件数は具体的にどのように算出しているのかというご質問をいただいておりますので、この点についてご回答させていただきます。まず、民生委員・児童委員の相談件数につきましては、毎月、各地区の民生委員・児童委員協議会会長から提出される、民生委員・児童委員の活動状況の相談支援件数の項目から合計を出したものを記載しております。この民生委員・児童委員の活動状況には、相談支援件数のほかに、その他活動件数がございます。この、その他活動件数の中の項目に相談支援があったとしても、項目の主体が異なった場合は、相談支援件数には反映されないということになっています。その他活動件数というのはどんなものが含まれているのかといいますと、調査実態把握・行事・事業・会議への参加協力、それから地域福祉活動自主活動、民児協運営、研修調査確認の証明事務、要保護児童の発見、通告仲介の項目があり、それぞれの項目につきましては、各地区の民生委員・児童委員の会長が提出されている民生委員の活動状況に基づき集計しております。ちなみに、その他活動件数の令和7年度の件数は、51,266件でした。今回いただいたご意見を踏まえ、指標の見直しを検討したいと考えております。その他活動件数を含め、指標を見直すことで、民生委員さんのモチベーションの向上にもつながりますし、また、結果として地域福祉計画の実効性も高まるのではないかと考えておりますので、こちらについても見直しを検討させていただきたいと思っております。 なお、令和7年度の相談支援件数ですが、前回お渡しした資料では、2,449件とございましたが、その後、追加がございまして、最終的には2,457件となりました。

事務局（市）	続きまして、もう1件、橋本委員からご質問がございましたので回答いたします。質問の内容は車椅子の貸出案内を、医療機関の待合室などに貼ってもらうことは可能かというものでございます。この件につきましては、社会福祉協議会から回答をお願いします。
事務局（市社協）	それでは、社会福祉協議会からご説明させていただきます。今、お話しがあった車椅子というのは、社会福祉協議会の方で、2週間を限度に無料で短期の車椅子の貸し出しを、我々市の社会福祉協議会の事務所がある総合福祉センター、あとは市内に13の支部がありますけれども、拠点で貸し出しを行っています。 これは昨年度のところの指標の実数に当たります。件数も減っているというところがあって、おそらく橋本委員さんもアドバイスということでご意見いただいたのではと推測いたします。 医療機関の待合室などに社協の車椅子の貸し出しを情報提供するという自体は、可能と思われますが、実際に掲示いただけるかは、その医療機関のご判断になるかと思えます。現在、実態としては、現在整備している車椅子を、今話しているように、我々市社協とあとは市内の13支部の拠点に配置をしているということです。昨年度の指標が少しばかり減少はしているところではありますけれども、実際の運用状況としては、市社協では時期によっては全て貸し出しになっていることや、件数もあります、お一人の方が2週間ギリギリ使うということになると重なってしまうことがありました。13支部につきましても保有台数1拠点につき1台ですが、キャパシティの問題もあり何台も置けるわけでもないので、保有台数や開所の時間を考えますと、現在おおむね適度な利用状況にあるのではないかなと捉えています。 現在もホームページとか社協だよりや各支部の広報誌などで周知をしているところですが、さらに周知を広げた場合、現在の体制で新たな貸出希望に十分対応ができるかという課題もあるかと思っております。そのため、利用状況とか貸出の体制のバランスを見ながら周知先につきましては、考えていく必要もあるのかなと思っております。今回のご提案につきましては、必要な方に社協のサービスを届けるという点で大変参考になるご意見を伺ったと受け止めさせていただいておりますので、今後の参考にいたしていただきたいと思います。以上です。

事務局（市）	それでは次の内容に移ります。今回は今後の具体的な取り組みを計画するための「基本理念」と「基本目標」についてご承認をいただきたいと思います。次第には課題整理というのもございますので、それを含めて報告させていただければと思います。 まず、資料１の骨子案を軸に、まず社会的動向アンケート調査と統計について全体的な骨格に触れて、そのあと課題整理の説明に入らせていただきたいと思います。 それでは資料１をご覧ください。こちらは、現在策定を進めております「第４次上尾市地域福祉計画・第７次上尾市地域福祉活動計画」の骨子案でございます。なお、根幹となる５４ページの「基本理念」と５６ページの「基本目標」、課題については一度スキップして後ほど改めて説明させていただきます。 まずは、２ページをご覧ください。こちら社会的動向ということでございます。この計画策定の趣旨といたしましては、現行計画を策定した令和４年当時から、社会情勢はさらに変化しており、その内容を大きくアップデートいたしました。具体的には、単一の要因に絞れない複合化した生活課題がより深刻化している状況を踏まえ、ヤングケアラーの問題やひとり親・LGBTQといった多様な家族形態への対応について記載しております。また、本市の人口動態による大きな変化として、外国住民の増加に伴う多文化共生の推進といった地域社会の多様性への対応を新たに盛り込みました。さらに、近年の地球温暖化等の影響による自然災害の背景とした「共助・自助」の重要性や犯罪の巧妙化、そして地域のつながりの希薄化・孤独化に伴う防犯面でのリスクなど、防災・防犯の観点から記述を大幅に厚くしている点が、現行計画との大きな違いでございます。 続きまして、４ページ「(３)地域福祉に関わる国・埼玉県・上尾市の動向」をご覧ください。現行計画が策定された令和４年３月以降の法制度の動きを、年表形式で網羅的に追記しております。主な内容についてご説明いたします。まず、令和５年６月には、「孤独・孤立対策推進法」が公布されました。続く令和６年３月には埼玉県の「地域福祉支援計画」と「再犯防止推進計画」が策定され、国の計画を踏まえた「関係機関が連携した取組の推進」が新たに追加されております。令和７年には１１月から１２月にかけて計画策定に向けた市民アンケートを実施しました。そして、令和８年度に入りますと３月には、本計画の上位計画である「第６次上尾市総合計画（後期基本計画）」が策定されました。さらに６月には２つの法改正があり、１つ目の「改正民法」では、成年
--------	--

事務局（市）	後見制度の「後見」と「保佐」が廃止され、「補助」への一元化などが定められました。2つ目の「改正社会福祉法」では、計画に記載すべき事項として、保健医療、労働、教育、防災など「関連施策との連携に関する事項」が新たに追加されております。以上、骨子案の冒頭では、これらの社会動向に触れた上で、「第2章の上尾市を取り巻く地域福祉の現状」へとつなげる構成にしております。 次に、11ページ以降の第2章についてご説明いたします。こちらにつきましては、各種統計データを最新のものに更新するとともに、令和7年度に市民や福祉関係事業者、団体、民生委員・児童委員等の皆様を対象に新たに実施したアンケート調査の結果を反映し、現在の本市の現状を再整理しております。現行計画作成時の令和2年度の調査結果との比較から、いくつか特徴的な変化、差異が見えてまいりました。まず統計データですが、14ページの「外国人住民人口」にご注目ください。令和3年から令和8年にかけて、本市の外国人人口は約1.6倍に増加しており、上位3カ国で半数を超えるなど、多文化共生に向けた地域づくりの必要性がデータからも表れております。また、高齢単身世帯や要支援・要介護認定者の総数も引き続き増加傾向にあります。 次に24ページをご覧ください。24ページ以降の「各種アンケート調査からという現状」について前回調査からの主な差異についていくつかピックアップしてご説明させていただきます。まず、24ページの自治会等への加入状況ですが、「加入している世帯」は、前回から6.9ポイント減少し74.8%となりました。特に一部の団地では50から60%くらいに留まるなど、地域コミュニティの基盤となる組織の加入率低下が顕著に表れています。25ページの近所付き合いの状況につきましても「ほとんど付き合いがない」という回答が前回から増加しており、「したいと思う近所付き合い」についても、「親しい付き合い」を望む声が10ポイント減少しております。 27ページの地域の課題への関心度については、「関心がある」層が前回から8ポイント減少する一方で「関心がない」層が増加しており、地域の課題を「自分ごと」として捉えていない層が増えていることが示唆されている厳しい結果となっております。また、支援の担い手側の状況も変化が見られます。 続きましてページを飛ばし42ページをご覧ください。こちらは「福祉関係事業者」のアンケートになります。「地域福祉活動を推進する上で必要とする支援」として、「研修制度などの人材育成面での支援」を求める声が、前回から20
--------	---

事務局（市）	ポイント以上も急増しております。また、新たに設けた「デジタル化 DX や ICT への支援」についても、3 割以上の事業者が求めており、情報技術を活動に活かすための新たなニーズが出現しております。 続きまして 43 ページ以降の「民生委員・児童委員等のアンケート」では、「活動の中で特に大変・困難と感ずること」として「なり手が不足している」という回答が前回から 10 ポイント以上増加し、6 割を超えました。 また、44 ページの「活動の中で特に困難と感ずること」では、「相手とはなかなか会えない」という回答で、こちらも大幅に増加しており、地域での見守り活動における実務的な困難さが浮き彫りになっております。以上のように、現行計画策定時と比較して地域コミュニティの希薄化や担い手不足がより一層進行している現状が、データからも明らかになっております。 最後に 3 章から 5 章についてです。まず 3 章以降についてですが、こちら 54 ページの「基本理念」及び 56 ページの「基本目標」につきましては、冒頭で申し上げたとおり後ほどご説明させていただきます。なお、55 ページの地域における対象範囲につきましては、現行計画と同様に、市全域の広域生活圏から近隣という身近な範囲までの重層的な圏域のアプローチを基本として踏襲していく考えでございます。 次に第 4 章の施策の展開では決定した目標に沿って具体的な施策の取組を今後整備し展開していく構成となっております。 第 5 章の計画の推進では、先ほど申し上げた複合化・複雑化する課題に対応するため、引き続き、庁内とも横断的な連携対策などと PDCA サイクルを回し、進捗管理を行っていく旨を記載しております。 ここで、議事の(1)課題整理のところに触れさせていただきます。 まず骨子案 47 ページを社協から説明をいただきます。
事務局（市社協）	それでは、47 ページの「3. 地域福祉懇談会にみられる市民意識と地域の課題」について、ご説明いたします。こちらは、社会福祉協議会が市内 13 支部で実施している「地域福祉懇談会」の結果を、今回の計画策定にあたって、令和 7 年度に開催された際のまとめを簡略化した内容で記載しております。本日は補足説明も加えながら、地域の現状と、そこから出ている声として、とらえていただければと思います。 まず、47 ページの表をご覧ください。地域福祉懇談会は、13 支部で全く同じ方法で実施しているものではありません。

事務局（市社協）	せん。例えば、上尾東支部では地域福祉活動の課題についてグループで話し合っていますし、上尾南、平方、原市、大谷支部などでは、自治会単位の小地域で話し合いを行っています。一方、大石西支部や原市団地支部では認知症、上平支部では地域包括支援センター、西上尾第二団地支部では介護保険制度などをテーマとして、地域福祉について学びながら、地域でできることを考えるという主旨で、実施しています。このように、それぞれの地域が、その地域の実情や関心に応じたテーマを設定しているというのが、地域福祉懇談会の特徴です。その上で、こうした13支部の懇談会で出された意見や話し合われた内容を横断的に整理しますと、いくつか共通する傾向が見えてきました。それをまとめたものが、47ページ下段の「地域の現状」と、次の48ページの「主な地域課題」になります。まず、「地域の現状」です。ここで大事なものは、地域のつながりがなくなっている、と捉えているわけではないということです。実際には、各地域で、日常的なあいさつや声かけ、見守り、サロン、自治会活動、地域行事など、様々な活動が現在も行われています。例えば、地域の中で「あいさつや会話をすることが、困ったときに声をかけやすい関係につながる」といった意見も出ています。つまり、地域には今も支え合いの基盤があります。一方で、その活動を担っている方々の高齢化や、担い手不足、参加者の固定化などによって、今ある活動を、この先も同じ形で続けられるのかという課題が見えてきているというのが、今回の懇談会から捉えた地域の現状です。13支部全体の詳細な整理でも、「地域内のつながりは一定程度維持されているものの、高齢化や担い手不足によって活動の継続性に課題が生じている」と総括しています。 続いて、48ページをご覧ください。こうした地域の声を、大きく5つの課題として整理しています。1つ目が、「つながりの希薄化」です。顔の見える関係の大切さは、多くの地域で改めて認識されています。一方で、新しく地域に入ってきた方や若い世代との接点をどう作っていくのか、自治会や地域活動への参加をどう広げていくのかという課題も出ています。 2つ目が、「見守り・支え合い」です。高齢者や一人暮らし世帯が増える中で、地域での見守りの必要性は高まっています。例えば、日頃のあいさつや、ゴミ出し、外出の様子など、普段の生活の中でのちょっとした気づきが見守りにつながる、という意見も出ています。その一方で、「どこまで関わっていいのか分からない」「個人情報との関係で情報共有が難しい」といった声もあります。ですから、ここでいう見守り
----------	--

事務局（市社協）	は、地域の方に専門的な支援を求めるということではなく、日常生活の中でゆるやかに気に向け、何か気になることがあれば適切な相談先につなげていく。そうした地域のあり方が求められていると捉えています。上尾東支部でも、高齢者の孤立や支援が必要な人の把握、個人情報と情報共有の難しさなどが具体的な課題として挙げられています。 3つ目が、「地域活動の課題」です。これは、多くの地域に共通していました。参加する方がいつも同じ方になっている、自治会役員などの担い手が不足している、若い世代がなかなか参加しない、といった課題です。ただ、「若い人が参加しない」で終わるのではなく、活動する時間帯や内容、情報の伝え方、声のかけ方など、今まで参加していなかった人も参加しやすくする工夫が必要なのではないかというところも、地域によっては話合われています。 4つ目が、「生活課題」です。これは特に団地地域などで具体的に出てきた課題です。高齢になったときの買い物や移動をどうするのか、急な体調不良のときにどうするのか、生活上困ったときにどこへ相談すればよいのか。こうした、非常に身近で具体的な不安が地域から出ています。つまり地域福祉というと、「地域活動」や「交流」というイメージを持ちやすいのですが、実際に住民の皆さんが感じている課題には、移動や買い物といった日々の暮らしそのものの問題も含まれているということです。 そして5つ目が、「情報・相談体制」です。制度やサービスがあっても、それを知らない、あるいは「困ったときにどこへ相談したらいいのか分からない」という声がありました。一方で、今回の懇談会でも、地域包括支援センター、認知症、介護保険制度、手話通訳者派遣制度などについて学ぶ機会を設けた地域があります。こうしたことから、制度やサービスを整えるだけでなく、必要な情報や相談先を、必要な人に分かりやすく届けることが重要な課題だと整理しています。例えば西上尾第二団地支部でも、介護保険制度の理解とともに、地域包括支援センターなどの相談先を知ることの重要性が共有されています。 そして、その下の「今後に向けた方向性」です。ここまで申し上げた地域の声を踏まえて、今後の方向性を6項目に整理しています。「日常的なあいさつや声かけ」「ゆるやかな見守り」「参加しやすい地域活動」「移動や生活支援への対応」「相談先や支援情報の見える化」、そして「各自治会の取組の共有」です。この6項目についても、何か全く新しい取組を一から始めるという意味ではありません。今回の懇談会から見えてきたのは、地域には既に様々な活動やつながりがあ
----------	--

事務局（市社協）	る。けれども、それをこれからも持続していくためには、今の地域の状況に合わせて少しずつやり方を変えていく必要もあるのではないか、ということだと考えています。例えば、特別な見守り活動を新たにつくるだけではなく、普段のあいさつや声かけを見守りにつなげる。新しい行事を増やすだけではなく、今ある活動に参加しやすくする。そして、地域だけで解決できないことについては、行政、社協、地域包括支援センターなどの関係機関につなげる。さらに、ある自治会でうまくいっている取組があれば、支部の中で共有し、他の地域でも参考にしていく。そうした考え方で整理したのが、この6つの方向性になります。したがって、この47、48ページについては、13支部の地域福祉懇談会で出された個々の意見を単純に並べたものではなく、地域ごとに異なる課題や取組を整理し、その中から、現在の上尾市の地域に共通して見えてくる傾向をまとめたものとしてご覧いただければと思います。また、この地域福祉懇談会の結果だけで今後の計画の方向性を決めるものではなく、この前のページまででご説明している市民アンケートや関係団体等へのアンケート、統計データなどと合わせて、上尾市の地域福祉をめぐる課題を整理し、今後の計画につなげていくための一つの重要な材料として、考えています。以上が、地域福祉懇談会から見えてきた市民意識と地域の課題についての説明となります。
事務局（市）	続きまして骨子案の50ページから52ページになります。お配りしております「資料2」をご覧ください。 上尾市の地域福祉をめぐる主な課題ということで、前回の会議では、調査対象ごとにまとめた現状の課題をご報告いたしました。 本日配布しております「骨子案」では、それらの課題を大きく5つに集約しております。また、「資料2」では、現行計画の「目標」や「取組」に沿って、現状の課題を整理し直したことになります。骨子案の5つの課題と資料2の内容は重なる部分が多いため、本日は現行計画との比較がしやすいお配りしている「資料2」の方を用いてご説明させていただきます。では、資料に沿って、「基本目標1から3」に対応する3つの大きな課題をご説明いたします。委員の皆様におかれましては、本日のご説明を通じて具体的な課題や指標ごとの状況を把握いただき、次期計画策定に向けたご審議にお役立ただけければと存じます。 まず1点目は1ページ目の「基本目標1」にあたる「福祉サービスの利用促進と情報提供」に関する課題です。資料上

事務局（市）	段の「取組１、指標１」のアンケート結果によりますと、福祉サービスの利用経験がない市民が約 60%と依然として高い割合を占めています。現在の福祉サービスに満足していると答えた方はわずか 15.5%にとどまりました。さらに一つ下の「指標２」にありますように福祉サービスについて知らないという方も 27.9%いらっしゃいます。サービスを利用している方であっても満足度が低い傾向があり、どこに相談すればいいのかがわからないといった情報不足の声が多く寄せられています。中段の「取組２」にもありますとおり、必要な方に必要な情報が届いておらず、相談窓口の周知や受け手の特性を踏まえたきめ細やかな情報提供の体制が不十分であることが大きな課題となっています。 次に２点目は資料２ページ目の「基本目標２」にあたる「地域の安心・安全」に関する課題です。資料２ページ目中段の「取組４、指標１」をご覧ください。地域防災の機能強化に対する満足度は 13.2%と低く、逆に満足していないという方が 31.5%にのびります。また、その下の「指標２」にありますように、「犯罪の増加」を課題と考える市民も 17.4%と前回調査よりも増加しています。ここで特に浮き彫りになったのが、災害時における高齢者や障害者など配慮が必要な方々への支援に対する不安です。さらに、下の「取組５、指標１」に示されているように、安否確認や見守りへのニーズが高い一方で、現状の満足度は低くなっています。「いざというときの支援が不十分」「防犯対策が強化されていない」といった声が多く上がっており、支援が必要な方々が孤立しないための地域での見守りやネットワーク作りが急務であることが確認されました。 最後に３点目は資料３ページ目の「基本目標３」にあたる「地域活動の活性化と担い手不足」に関する課題です。中段の「取組６、指標１」をご覧ください。地域活動等に「参加したことがない」という市民が 63.1%を占め、地域活動への参加意識の低下が顕著に表れています。また、その下の「指標２」にあるように、「地域の人と交流できる場が必要」と考える方が 14.7%いる一方で、一番下の「取組７、指標３」に示されるとおり、福祉活動の「担い手の育成状況に満足している」という方は 12.1%にとどまりました。多世代が交流できる場が不足していることに加え、地域福祉を支える人材を育成する仕組みが足りていないという現状があります。こうした現状が続けば、地域で支え合う仕組みそのものを維持していくことが難しいという懸念があります。以上が、アンケート結果から見てきた「福祉サービスへのアクセス」「安心、安全のネットワーク」「地域活動と担い手育成」という３つ
--------	--

事務局（市）	の大きな課題についてのご説明になります。現行計画において、一定の取り組みは進めてきたものの、市民の皆様のニーズや実態とはまだまだギャップがあることがわかります。これらの現状を受け止め、次期計画の基本目標や具体的な施策にどのように反映させていただくか、引き続き議論を進めていきたいと考えております。現状の課題に関する説明は以上になります。
田村会長	ご説明ありがとうございます。それでは、ただいま事務局からいただいたご説明について質問・ご意見などある方は挙手をさせていただいて、ご意見を聞かせてください。
北村委員	私は、西上尾第一団地を担当しております。 24ページを見て、西上尾第一団地は非常に入っている世帯数が減ってしまったと、一番影響が大きいようなデータが出ている、これ見てちょっとびっくりしました。じゃあ、なぜ途中まで入っていて、今度入らなくなったかっていうのを考えてみると。やっぱり役名が色々会社とかであってそれができない。それともう一つは、やっぱり地区会費が300円なのですが、それでもちょっと高いと、減額を申し上げている方が何人かいらっしゃいます。いつも面談してそれを認めている。団地に帰って理事の方と1回このデータを見せて、これからどうしていけばいいか、真剣に考えていきたいと思えます。大変ありがたいデータではなかったかと思っております。 それからもう1点この間テレビを見ていたら、ブラジルの何十年も日本に住んでいる方が、介護保険を払っていたけど、介護サービスは受けていないと、そういう報道がございましたが、やっぱりこれはそういうシステムを、その方は、よくわからなかったと思うので、市の方がどのように説明されていたかわかりませんが、その辺は見える化をして、丁寧にお知らせをする必要があると感じました。
田村会長	はい、ありがとうございます。 今おっしゃってくださったのは、骨子案50ページ、『5上尾市の地域福祉をめぐる主な課題』の「1 市民のニーズを満たす情報提供体制・相談窓口の整備」のところ下から2行目に書かれている、「情報発信については、受け手の特徴を考慮すること」に関連するもので、そこに包括する形で外国人対応とかも受け手の特徴を踏まえた情報発信のことを課題として捉えることになりますでしょうか。

事務局（市）	はい。そうです。
田村会長	この箇所は、外国人対応の文言を足されてはいかがでしょう。
事務局（市）	貴重なご意見を踏まえ、改めて検討いたします。
田村会長	ありがとうございます。先ほどの自治会の件は、会費だけが理由かどうか分からないですけど、会費のことでもあるかもしれない。あと、24頁には自治会等とあるが、「等」の意味は何でしょうか。
事務局（市）	町内会・区会を含めて自治会等としております。
田村会長	わかりました。他に、ご意見やご質問などいかがでしょうか。
鈴木委員	4～5頁の国・県・市の動向の中に、こどものことが記載されているが、2024年にはこども家庭庁が「はじめの100か月の育ちビジョン」というものを発表しています。100ヶ月というのは、こどもが胎児のときから小学校に上がるくらいまでの、成長にとって大事な時期のことで、世代をつなぐ意味でも、この時期のこどもを皆で育てるという視点が計画にあってもよいのではないかと思います。 また、地域でお祭りなどのイベントを行う際に、高齢の方が設営や撤収などを行っているのを見掛けますが、声掛けしたり、若い世代の人や企業に協力を求めたり、こども連れの親に関わって見てもらったりできればいいかなと思います。こどものことから地域づくりを考えるということがあって良いと思います。
田村会長	ありがとうございます。今のご意見も何らかの形で反映する方法も考えていただけるとよろしいかと思います。地域のつながりの強化や活動の活性化に関連することだと思います。あとは、こども、子育ての支援というのは、高齢者の支援も大事ですが、「こども」というワードも計画に反映することを考えていただけるとよろしいかと思います。
事務局（市）	ご意見ありがとうございます。課題や取り組みに反映する方向で、担当課と相談し検討してまいります。
河田委員	地域の歴史の中で培ってきたものを大事にしていきたいの

	ですが、若い担い手がいらないということが一番の問題となっています。こどもを真ん中にしつつ、こどものために保護者や周りの家族は何ができるか考えていただくような文言が入った方がいいと思います。
田村会長	ありがとうございます。市自体が持続可能性を考えると、未来の人が育っていかないということですので、重要な視点だと思います。
平田副会長	子ども会は、たぶん半分以上が解散しており、実際に地域の支えていくように、子ども会がないと名簿が公開されていないからこどもが何人いるかもわからない。ただ、一昨日行った夏祭りはこどもが100人以上参加して盛況でした。それを契機に親にも参加してもらい、次につなげることを考えている。ぜひそうしたことも計画に加えてほしいです。
田村会長	ありがとうございます。上尾市の取り巻く地域福祉の現状の統計データにおいて、赤ちゃんのいる世帯というのは把握できるのでしょうか。
事務局(市)	健診や母子手帳の交付などで把握はできると思いますが、集計がいつ時点のデータなのか、他の統計データとの時点を揃える必要があるか、統計データと計画との関連性はあるなど、精査して検討をすすめてまいります。
田村会長	はい、お願いします。もし、追加でご意見をお気づきのことがあれば、また別途お伺いすることにしたいと思います。 では、課題整理、これでご了承いただくということでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
田村会長	ありがとうございます。では、(2)基本理念について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局(市)	続きまして「資料3 基本理念(案)について」をご覧ください。こちらは、骨子案54ページに記載してあります。 次期計画の基本理念につきましては、現計画策定から時間が経過していることもあり、改めて見直しをいたしました。2, 3ページに3つの案を記載してあります。 これら3つの基本理念案について、市民アンケート調査や各種統計情報から抽出された、課題と今日の地域福祉の現状

事務局（市）	を踏まえ、3つの案を照らし合わせた結果、基本理念（案）「1 誰もがつながり支え合って 安心して暮らせるまち 上尾」を、次期計画の基本理念として推進していきたいと考えております。 理由といたしましては、骨子案50ページ「上尾市の地域福祉をめぐる主な課題」の「1 市民のニーズを満たす情報提供体制・相談窓口の整備」では、市民が「どこに相談すればよいかわからない」「情報が入手できない」と感じている現状は、地域の中での「つながり」や「支え合い」が十分に機能していないことがうかがえます。基本理念（案）1に掲げる「誰もが」情報にアクセスでき、必要な支援へと「つながり」、孤立せずに「支え合える」環境を構築することは、この情報格差や相談アクセスの困難を解消し、市民が安心して生活できる基盤を築く上で不可欠であると考えております。 また、「5 困難に直面しがちな市民が増加していること」を踏まえた、福祉施策の推進」では、高齢者、移動に困難を抱える方々、療育手帳や精神保健福祉手帳を持つ方、生活保護世帯、外国人住民、経済的困難を抱える方など、多様な背景を持つ市民が直面する困難の増加が指摘されています。基本理念（案）1の冒頭にある「誰もが」という言葉は、これらの多様な市民一人ひとりを包摂し、誰一人として取り残さないという意志が表れております。そして、「つながり支え合って」という部分は、困難を抱える方々が地域の中で孤立することなく、きめ細やかな支援を受け、互いに助け合いながら安心して暮らせる社会の実現につながるものであると考えます。 もちろん、基本理念（案）2の「支え合いと連携で、安心して暮らせるまち 上尾」や、基本理念（案）3の「地域でつながり・育む、ぬくもりあふれる安心のまち 上尾」も、上尾市の福祉が目指すべき方向性を示しています。しかし、基本理念（案）1の「誰もが」という言葉は、福祉施策が目指すべき普遍的な対象範囲を明確にし、多様な市民のニーズに包括的に応えようとする姿勢を示しています。これは、特に増加傾向にある「困難に直面しがちな市民」への対応において、強いメッセージではないかと考えております。 「つながり」と「支え合い」は、情報提供の円滑化や孤立防止、きめ細やかな支援といった具体的な課題解決への道筋を、市民同士の関係性から行政・地域との連携まで広範に示しています。基本理念（案）2の「連携」がやや組織的な側面に重きを置くのに対し、基本理念（案）1の「つながり」は、より日常的で温かい市民間の交流までをも内包してお
--------	---

事務局（市）	り、基本理念（案）３の「ぬくもり」に通じる要素も包含しています。 このように、基本理念（案）１は、上尾市の福祉が目指すべき「誰も取り残さない」という普遍的な価値、課題解決に向けた具体的な「つながり」と「支え合い」の手段、そしてその結果として得られる「安心」という明確な目標を包括的に表現していると考えております。 したがって、事務局としましては、これらの課題分析に基づき、上尾市における福祉の羅針盤として、基本理念（案）１を基盤とした施策展開を推進していくのが望ましいと考えておりますので、ご承認をいただきたく、お諮りいただきますようお願いいたします。 以上でございます
田村会長	ご説明ありがとうございました。ということは、案１を強く提案したいとのことですが、２と３がある理由は何でしょうか。
事務局（市）	案１は現計画の理念ですが、時間の経過に伴い、ほかに適した案がないか再度見直いたしました。 案２の「支え合いと連携で安心して暮らせるまち」、案３の「地域でつながり・育むぬくもりあふれる安心のまち」も、目指す方向として適切だと思われます。しかし最終的に、「誰もが」という言葉を原点に据え、計画の実現を目指したほうがより理解を得られるとの結論に至りました。
田村会長	はい、ありがとうございます。理念は、簡単に変わるものでもないので、どの言い方が一番伝わるのかということを再確認したということと理解いたしました。
鈴木委員	「育む」という文言がある案３が良いと思いましたが、育むのは「独自の福祉モデル」ということが少し残念です。説明文を変えられないのでしょうか。
田村会長	この考え方の文章も掲載されるのであれば、今の意見を説明文に加えることも可能だと思います。
事務局（市）	案１の中に「育む」という文言を追加することを検討いたします。
田村会長	では、考え方の中に、「育む」という雰囲気を出すこととして案１をご了承いただけますでしょうか。（異議なし）

事務局（市）	はい、ありがとうございます。それでは、最後にもう一つ議題として(3)基本目標について、事務局よりご説明をお願いします。 資料1の骨子案56ページをご覧ください。本計画では、先ほど述べた基本理念のもと、上尾市の地域福祉を取り巻く様々な課題を解決に導くために、3つの柱となる基本目標を設定し、これに沿って福祉施策を体系的に整備いたしました。 前回では、基本目標に「誰もが」という文言がありませんでした。が、改めて見直しまして、現行と同じく「誰もが」を付け直しました。 理由といたしましては、1点目は、基本理念と整合性を維持するためということでございます。これは、現行の地域福祉計画および次期計画の基本理念では、「誰もがつながり支え合って安心して暮らせるまち 上尾」と述べられています。この基本理念には「誰もが」が明確に含まれており、基本目標も基本理念の考え方に沿った形で展開することが自然であると考えられます。基本理念と基本目標の整合性を図ることで、計画全体の一貫性が保たれ、市民や関係者に理解されやすいのではないかと考えております。 2点目は、地域福祉計画の目的を具体的に伝えるためでございます。地域福祉計画は、社会福祉法で示されている地域共生社会の実現が柱の一つとなります。地域共生社会において「誰もが支え合い・役割を持ち・安心して暮らせること」が重要なキーワードです。「誰もが」という表現は、この目的を具体的かつわかりやすく示す言葉となります。「誰もが」を入れることで、地域共生社会の理念をより分かりやすくするという考えでございます。 3点目は、包摂性の明確化でございます。地域福祉計画は、すべての住民を対象とした、包摂性のある内容であることが大前提です。「誰もが」という言葉は、その包摂性を端的に示す重要な表現であり、特定の人々だけでなく、すべての住民が対象であることを強調するためのものです。特に福祉計画においては、高齢者、障害者、子育て世代など多様な住民が含まれ、誰一人取り残さない社会を目指すものと考えています。「誰もが」という表現を入れることで、この計画がすべての住民を対象としたものだと明示されると認識しております。 4点目は、市民への理解促進と共感のためでございます。「誰もが」という言葉は市民にとって親しみやすく、計画の理念を具体的にイメージしやすくする効果があります。すべ
--------	---

事務局（市）	ての市民が対象であることを強調することで、計画の意義を共感しやすい形で伝えることができるのではないかと考えます。 続きまして、次期計画の基本目標の案についてご説明いたします。 引き続き資料１の骨子案５６ページをご覧ください。本計画では、先に述べた基本理念のもと、上尾市の地域福祉を取り巻く様々な課題を解決に導くため、３つの柱となる基本目標を設定し、これに沿って福祉施策を体系的に整理いたしました。 まず、一つ目の基本目標です。『基本目標１：誰もが福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり』です。ここでは、市民の皆様がご自身に必要な福祉サービスをストレスなく利用し、地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、サービスの充実はもちろんのこと、特に情報の提供体制や相談支援体制の整備・拡充に努めるというものでございます。 現計画の「誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり」から「誰もが福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり」に変わっておりますが、これは、昨年実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、この目標が解決を目指す主な地域課題として、資料に記載の通り、「必要な情報が十分に行き渡る情報提供体制の改善」や「相談しやすく分かりやすい窓口の整備」などが浮き彫りになったことから、総合的に捉え「地域づくり」から「仕組みづくり」という文言の方が適当であると判断したからでございます。 アンケートでは、必要な情報を入手できる体制整備が必要と考える方が４割を超えている一方で、福祉サービスを知らないという方は５年前から変わらず３割弱存在しています。また、市の総合相談窓口である「ふくしの窓口」についても、内容まで知っている方はわずか１割に留まりました。さらに、物価高騰による新たな生活苦や、介護と医療の連携など、市民の皆様が抱える課題はますます複雑化・複合化しています。 この基本目標１の案では、「市民の誰もが、困ったときに迷うことなく必要なサービスや相談窓口につながり、自分らしい暮らしを続けられるまちにしたい」という願いを込めて、単なる制度を作るだけでなく、情報の受け手の特性を踏まえた分かりやすい情報発信と、どのような悩みでもまずは受け止める、包括的で身近な相談支援体制の構築を目指していく「仕組みづくり」が大事であると考えております。必要な情報が十分に行き渡る情報提供体制の改善、これは、市民にとっての「使いやすさ・スムーズさ」でもあり、「ストレ
--------	--

事務局（市）	スなく結びつく」という表現であると考えます。現計画の「利用しやすい地域づくり」の前提として「利用しやすい仕組みづくり」を整備していくことが、課題解決に向けて大切であると考えております。 次に２つ目の基本目標は、基本目標２、「誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり」でございます。 この目標では、全ての市民、特に高齢者や子ども、障害のある方々において社会的弱者とされがちな方々が、犯罪や虐待などから守られるよう、地域での見守り活動の促進、そして防災・防犯の取り組みの強化。また、判断能力が十分でない方の権利擁護についても、一層の推進を図っていくというものでございます。 この目標が解決を目指す主な地域課題といたしましては、緊急時に備える啓発活動や防災・防犯活動の強化、成年後見制度への理解と活用の促進などがございます。これまでと違う点といたしましては、「高齢者や子ども、障害者をはじめとする社会的弱者とされがちな人々」と誰のための取り組みなのかを明確にしたことです。 これらの背景には、「移動への不安」と「防災・防犯・見守りへの意識のギャップ」という課題がございます。高齢化に伴い、８０歳以上の方の半数近くが普段の移動手段に不便を感じておられます。また、防犯のための巡回や、災害時の安否確認へのニーズは非常に高いものの、実際の自主防災組織への参加は消極的で、地域への見守り活動に対する満足度も低いという厳しい現実がデータからの浮き彫りになりました。 こうした現状に対し、この目標には「高齢者や子ども、障害のある方をはじめとする市民が、災害や犯罪、そして社会的孤立から守られる地域にしたい」という願いを込めております。物理的なバリアフリー化や移動手段の支援はもちろんのこと、地域のつながりを生かした「さりげない見守り」の促進、そして防災・防犯の「自分ごと化」を進めることで、誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりを整備することが大切であるという考えでございます。 そして、３つ目の基本目標「基本目標３：誰もが助け合い・支え合う地域づくり」でございます。ここでは、性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての市民が地域で尊重され、支え合い、助け合う絆で結ばれる地域づくりを目指すというもので、具体的には、広報啓発を通じて「福祉への理解者の裾野を広げ」、さらには次世代のリーダーを育成することで、福祉活動が世代を超えて持続する地域の実現を図るというものでございます。
--------	---

事務局（市）	現計画との違いは、「誰もが役割を持つことができる地域づくり」から「誰もが助け合い・支え合う地域づくり」に変わったことです。これは、昨年実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、この目標は解決を目指す主な地域課題として「地域の交流促進とつながりの強化」、「地域活動の活性化」、そして「福祉人材の育成支援」などが浮き彫りになったことから、総合的につなげられる「誰もが助け合い・支え合う地域づくり」の方が適当であると判断したからでございます。 これらの背景にあるのは「つながりの希薄化と深刻な担い手不足」であり、地域福祉への関心が低下傾向にあり、近所や世代間の交流が不足していると感じる市民が多くなっていること、また町内会やボランティア団体などの現場からは「メンバーの高齢化」や「なり手不足」が最も深刻な課題として挙げられており、地域活動での参加を「わづらわしい」と感じる層も存在しております。 しかし、地域福祉は一部の限られた人だけが担うものではなく、この目標には、「年齢や障害者の有無、国籍に変わらず、全ての人が地域社会の大切な一員として役割を持ち、お互いを尊重し支え合う「絆」を取り戻したい」という願いを込めております。特別なことではなく、日頃の挨拶など身近なところから「福祉」への理解の裾野を広げ、次世代のリーダーとなる人材を育成することで、世代を超えて持続可能な地域づくりを目指すことが大事であると考えております。 以上、これら3つの基本目標を柱として、次回の協議会では取り組みまで施策を展開し、お示しできればと考えておりますので、お諮りいただきますようお願いいたします。
田村会長	ご説明ありがとうございます。従来のものから変えることについても、課題を踏まえてご説明いただいたわけですが、皆さんの方から何かご質問やご意見はありますでしょうか。
小牟田委員	数値目標やアクションプランはどうなるのでしょうか。
事務局（市）	今後、記載を予定しておりますので、その時にお示しいたします。現在は、大きな枠組みを作っているとご理解ください。
北村委員	基本目標は、格好の良い言葉でなくても、住民のみなさんが分かるような平易な言葉で書いていただきたいと思います。目標自体について異論はございません。

事務局（市）	ご意見ありがとうございます。今後の取り組みのところで、各課と話し合いながら、詰めていきたいと思っています。ありがとうございます。
田村会長	今のご意見も承ったということをお願いいたします。
鈴木委員	基本目標３に「誰もが助け合い」がありますが、その前に、価値観を異にする各世代がお互いを分かり合うことが必要ではないかと思います。具体的な文言は思い浮かばないですが。
田村会長	ありがとうございます。基本目標３に、性、年齢、国籍・障害の有無などということで、年齢というか世代も多様な人たちというのは含まれているのだと思いますので、それが地域で尊重されるとなっていますけど、その前に理解し合いといった言葉を足すようなことを検討いただくと、ご意見が反映されると思います。
事務局（市）	ご意見ありがとうございます。文章について修正させていただきます。
田村会長	他にご意見ありますか。小野さんどうぞ。
小野委員	地域福祉懇談会の今後の方向性で出ていた「移動、生活支援など地域ニーズへの対応検討」を、今回の基本目標に含めていただきたいと思います。目標２で説明されたが、文章化してほしいです。理由は免許証を早期返納がとても推奨されていますが、免許証を返納した後、返納した人たちが外出困難になっているからです。
田村会長	ありがとうございます。大事なご意見とされます。
事務局（市）	担当課への確認が必要なので、現時点では取り組みのところに書くということでよろしいでしょうか。
小野委員	それでも良いです。指標評価では達成となっていますが、実情ではそう思えない部分がございます。
田村会長	指標の立て方で検討できると思います。他にご意見があれば、改めてメール等で事務局に伝えていただきたいと思います。目標の文章１「誰もが福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり」、２「誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり」、

田村会長	3「誰もが助け合い・支え合う地域づくり」について、この方向でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
田村会長	今日どうしても発言したい方いらっしゃいますか。
小杉委員	基本目標の下の説明文も修正対象でしょうか。
田村会長	その部分についてもご意見がございましたら後日の連絡でもよいということをお願いいたします。
小杉委員	基本目標3の担い手については、大きな問題なのでもう少し具体的な表現で記述していただきたいです。
田村会長	ここの文に市や社協の取り組みが出てきたほうがよいということかと思います。
事務局（市）	検討させていただきます。
田村会長	他にいかがでしょうか。では、よろしければこの方向性で、説明の文章については、またご意見とかお気づきのことは追加でおっしゃっていただくとして、一旦この方向でご了承いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
田村会長	ありがとうございます。あとは、資料4に基づき、社会福祉法等の一部改正について概要のご説明をお願いします。
事務局（市）	はい 続きまして、資料4の「社会福祉法等の一部を改正する法律の概要について」をご覧ください。こちらの資料は、国において議論され成立した社会福祉法等を改正する新しい法律の概要をまとめたもので、原則として次期計画の期間中である令和9年4月1日からでございます。 近年少子高齢化や人口減少が進む中で、住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しています。そうした多様な福祉課題に対応するため、質の高い福祉サービスの確保と分野を超えた包括的な支援体制の強化を図ることを目的としています。今回、こちらの資料を共有させていただく理由ですが、私たちがこれから策定する次期地域福祉計画は、こうした国の法

事務局（市）	整備や大きな政策の方向性を踏まえた上で構築していく必要があります。 この度の改正では、次期計画で目指すべき包括的な支援体制や、他分野との連携といったキーワードが、法律上でも明確に位置づけられました。ただし、今回の法改正で、国が全国に向けて新設、法定化する仕組みの中には、業種では既に実施している取り組みがいくつかあります。したがって、すでに本市にある土台をベースに、法改正の趣旨を踏まえて地域計画でどのようにブラッシュアップさせていくかという点で、ご説明をさせていただきます。本日は、時間の関係上、特に地域福祉計画に関係の強い１６ページのみご説明をさせていただきます。残りのページについても、地域福祉に関係のある内容になっておりますので、お時間がありましたら、ご確認いただけますと幸いです。 では１６ページのご説明に移ります。こちらのページには、計画の作り方や書き方に関して重要な改正事項が示されています。簡単に２点ご説明いたします。 １点目は、地域福祉計画の記載事項として、消費者行政と防災との連携が明確化されたことです。福祉の現場では、高齢者や障害のある方を狙った悪質情報などの消費者トラブルや災害時の要配慮支援など、福祉単体では解決できない課題が増えています。そのため、今回の法改正では、地域福祉計画の項目として、消費者共生との連携及び平時からの防災との連携を盛り込むことが明確に位置づけられました。上尾市におきましても、見守りや避難行動要支援者名簿などの取り組みを行っていますが、平時からこのように部署連携や機関連携を進めるかを具体的に記載していくことが求められています。また、 ２点目は、支援会議の設置です。複雑・複合化した課題を抱える地域住民に対し、適切な支援内容を検討する多機関の会議体である支援会議を全市町村で設置可能とすることが明示されました。本市でも個別ケースの検討会は各分野で行われていますが、属性を問わない困難ケースに対して、行政・専門機関・地域が一体となって支える支援会議の仕組みをどう対処するか、強化していくかが問われております。以上が要点を絞ってのご説明になります。上尾市では既に総合相談窓口や成年後見センター、そして社協１３支部といった包括支援地域福祉の土台がございます。委員の皆様におかれましては、本日共有させていただいた内容や国の動向を踏まえながら、地域福祉計画の目標指標についてご審議いただく際、情報を有効に活用いただければ、と思います。 ご説明は、以上となります。
--------	--

田村会長	これは説明なので、それぞれお目通しの上、ご理解いただきたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。
事務局	次回の会議は9月下旬から10月初旬を予定しております。決まり次第ご連絡いたします。
平田副会長	閉会のあいさつ